

平成 31 年度 公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団 助成事業 募 集 要 項

◆助成の主旨

(公財)板橋区文化・国際交流財団は、板橋区における地域文化活動及び国際交流活動を推進するため、板橋区内を活動の拠点に文化事業活動を自主的に立ち上げ、実施する団体等の活動の基盤整備を主な目的として、財団の規定に基づき助成を実施する。

◆助成対象となる団体等の要件

- (1) 板橋区内在住、在勤及び在学の者または板橋区内に活動の本拠のある団体
- (2) 政治活動や宗教活動を目的としていない団体

◆助成対象事業

広く板橋区民を対象として、文化活動の普及、向上を目的とする講演会、研修会、公演及び発表会などを開催する事業、または文化事業にかかわる指導者養成を目的として開催する事業。

ただし、定例的・定期的に行われている催し物、及びピアノ・バレエ等教室の発表会は対象外とする。

◆助成対象事業の要件

助成対象事業は、次の各号に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 当該事業が、政治活動、宗教活動、又は営利を目的とするものでないこと
- (2) 当該事業の実施が確実であること
- (3) 助成金の使途が適正であること
- (4) 助成を受ける者が、当該事業の実施に必要な資金の一部又は全部を負担していること
- (5) 当該事業が広く区民に公開され、かつ参加が期待できるものであること
- (6) 当該事業の団体等が自ら企画・運営する事業で、内容や実施方法が適切で、かつ十分な成果が期待できること
- (7) この助成がなければ事業の実施が困難であると認められること
- (8) 当該事業が、区又は区が出資する団体から助成等を受けていないこと

【例】区内施設の使用料減免を区から受けているなど

◆助成金額

助成金額は、収入額を差し引いた事業経費の2分の1以内で、20万円を限度とする。

また、1団体に対する助成は原則として、同一年度内1事業1回とする。

食糧費・チケット等販売手数料は助成対象外経費とし、講師謝礼等の経費は上限20万円とする。

◆助成金交付申請

助成金交付申請書に必要事項を記入して、財団が定める期日までに提出すること。

助成対象期間	2019年4月1日～2020年3月31日 ※事業の完了報告まで含めて上記期間内に実施が可能なもの
申請受付期間	2019年1月15日～2019年2月15日（消印有効）

◆助成金交付決定

助成金の『交付・不交付』及び『助成金額（限度額）』については、文書で通知する。

なお、この金額は助成の限度額を定めるもので、助成金の確定額ではないため、その点を留意すること。

◆事業実績報告書

事業実績報告書は、支出を証する書類を添付のうえ、事業完了後3週間以内に提出すること。

◆助成額の確定及び支払い

事業実績報告書を審査のうえ、助成額を確定した後、確定通知書により通知する。

なお、助成金は確定通知後、請求に基づき支払いをする。

◆助成事業の表示

助成対象となった場合は「公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団」の助成事業であることを事前にポスター、ちらし、プログラム等に表示するように努めること。

【提出先及び問合せ先】

〒173-0014 板橋区大山東町51-1 板橋区立文化会館内

公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団

電話：03-3579-3130 FAX：03-3579-2276

助成募集から交付までの手続きの流れ

内 容	詳 細	時 期
公募	「広報いたばし」、「財団情報誌ふれあい」に助成申請者を募集して周知しています。	・ 広報いたばし 1 月 12 日号 ・ 財団情報誌ふれあい 2 月号
申請用紙交付	財団窓口で交付します。また、財団ホームページからも取り出せます。	
申請受付	受付期間内に、申請書及び関係書類を財団にお持ちください。(ただし、土・日曜日は除く) 郵送の場合は、受付期間内に書類が財団に届くように送ってください。 * 受付期間が過ぎると受付できません。	2019 年 1 月 15 日 ～2019 年 2 月 15 日
審査・確認	申請書及び関係書類を審査し、助成の可否及び助成限度額を決定します。	
助成決定通知	審査結果を「助成決定通知書」で通知します。 * 実際に支払われる助成額は実績報告書に基づき確定します。	
団体等事業実施	申請書の内容に変更が生じたとき、あるいは事業自体をとりやめるときは、その都度報告してください。 「事業変更(中止)承認申請書」の提出が必要になります。	
事業実績報告書提出	事業完了後、3 週間以内に提出してください。 * すべての支出内容に、領収書等の添付もお願いします。	
審査・確認	事業実績報告書及び関係書類を審査し、助成額の確定をします。	
助成額の決定通知	助成額の確定通知書を送付します。	
助成金請求	確定通知が届きましたら、助成金の請求をしてください。	
助成金交付	請求に基づき、助成金を交付します。 * 代表者印と確定通知書をご持参のうえ、財団にご来館ください。	